

○入札説明書

公益財団法人茨城県教育財団が購入する物品に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- 1 公告日 令和8年6月2日
- 2 入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
公用車購入及び棄却
 - (2) 購入物品及び数量
乗用車（ミニバン 8人乗り）1台（別添仕様書のとおり）
 - (3) 購入物品の特質等
購入物品の性能等に関し、仕様書で指定する特質等を有すること。
 - (4) 納入期限
令和9年3月19日
 - (5) 納入場所
（公財）茨城県教育財団本部
- 3 担当公所
〒310-0911 茨城県水戸市見和1丁目356番地の2
（公財）茨城県教育財団 埋文企画管理課
電話：029-225-6587 FAX：029-225-6573
- 4 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
 - (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく、指名停止の措置を受けている者でないこと。
 - (4) 本公告に示した調達物品の規格（仕様）に要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
 - (5) 購入物品に係る迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
 - (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (7) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する者でないこと。
- 5 入札等の手続き
この案件の入札に係る資料の提出、入札及び届出は書面により行うものとする。この場合における書面とは、紙媒体に限るものとする。
- 6 入札説明書の閲覧及び質問
 - (1) 期間
入札公告の日から令和8年6月18日（木）までの9時から16時まで。
ただし、茨城県の休日定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。
 - (2) 場所
茨城県水戸市見和1丁目356番地の2 （公財）茨城県教育財団本部 事務室
 - (3) 質問方法
設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き書面をファクシミリ

により送信し、送信した際は必ず電話にて着信確認を行うこと。なお、回答は（公財）茨城県教育財団のホームページで閲覧に供する。

- ・質疑受付期間：令和8年6月2日（火）から令和8年6月11日（木）10時まで（休日を除く）
- ・書面の提出先：3の担当公所に同じ
- ・回答閲覧期間：令和8年6月12日（金）から令和8年6月18日（木）まで

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に4の（3）から（7）に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（1）受付日時・提出先

①受付日時

公告の日から令和8年6月16日（火）12時まで必着（休日を除く。）

②提出先

3の担当公所に同じ

③その他

確認申請書等の一部又は全部について、郵送する場合には、あらかじめ3の担当公所の承認を得たうえで、上記期日までに書留郵便により提出すること。

（2）入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の合格・不合格について審査し、令和8年6月17日（水）12時まで、証明書等審査結果通知書を発行する。なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札執行（開札）日時及び場所

（1）日時

令和8年6月19日（金）11時から

入札後、直ちに開札する。

（2）場所

茨城県水戸市見和1丁目356番地の2 （公財）茨城県教育財団本部 分室

9 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

免除

（2）契約保証金

免除

10 入札の方法

紙入札により行う。入札書に必要事項を記入・押印のうえ封書にて、上記8（1）の日時に上記8（2）の入札執行場所へ直接提出すること。代理人が入札する場合は、委任状も提出すること。入札書提出の際には任意様式にて、車体、付属品、棄却費用、諸経費等の内訳書を提出すること。

落札決定に当たっては、予定価格（消費税及び地方消費税を含まない金額）の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札額は、消費税及び地方消費税を含まない金額（整数）を記載すること。

ただし、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

*各種税金（自動車税・自動車重量税等）、法定手数料・印紙代、自賠責保険料、リサイクル料金（C券の資金管理料金を除く。）の消費税額不課税及び非課税の経費については、契約締結後、別途請求により支払うものとするため、入札金額に含めないこと。

*本契約には仕様書記載の現有車両の配車手続き含むものとするため、必要な費用を入札額に含むこと。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

（1）入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

（2）入札参加資格がない者がした入札

（3）入札書に記載すべき事項に不備（記名押印を欠く、誤字又は脱字等により意思

- 表示が不明確である、首標金額を訂正した入札書を提出するなど)があったとき
- (4) 入札書をファクシミリ、メール等にて提出したとき
 - (5) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
 - (6) 入札に参加しない者の入札
 - (7) 同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
 - (8) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
 - (9) その他この説明書に示す条件に反した者がした入札

12 落札者の決定方法等

- (1) 公益財団法人茨城県教育財団会計処理規程第41条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。入札回数は2回までとする。2回とも落札者がいないときは、2回目の入札における最低価格入札者を随意契約の相手方として、見積合せを行う。なお、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

13 入札の辞退

- 競争入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届に辞退する旨を記載押印し、3の担当公所へ郵送又はファクシミリにより入札日時までに必ず提出すること。

14 契約書作成の要否

- (1) 契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した日から5日以内に契約の締結に応じるものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

15 契約条項及び支払条件

別紙「契約書(案)」のとおり。

16 その他

- (1) 納入期限を厳守すること。
- (2) 入札参加に際しては、受注者の事由により契約後に納入期限の変更が生じることのないよう、作業工程、在庫等の状況を十分に検討すること。
- (3) 受注者の事由により納入期限内の履行が見込めないときは、契約を解除することがある。